

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第三章 特定貨物自動車運送事業（第三条～第六十四条）
第二章 一般貨物自動車運送事業（第三条～第三十六条）	第四章 貨物軽自動車運送事業（第三十六条～第三十九条）
第五章 貨物利用運送事業者に関する特例（第三十七条～第三十七条の二）	第六章 民間団体等による貨物自動車運送の適正化に関する事業の推進（第三十八条～第三十九条）
第七章 指定試験機関等	第八章 雜則（第五十九条～第六十九条）
第一節 指定試験機関（第四十六条～第五十一条）	第二節 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等（第五十八条の二～第五十八条の十六）
第八章 雜則（第五十九条～第六十九条）	第九章 罰則（第七十条～第八十二条）
附則	

1 この法律において「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。	2 5 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項の自動車をいう。
3 この法律において「特定貨物自動車運送事業」とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。	4 6 この法律において「貨物自動車運送事業」は、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業である。
4 7 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業者をいう。	5 8 この法律において「荷主」とは、次に掲げる者をいう。
5 第二章 一般貨物自動車運送事業	6 1 この法律において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるもの）のを除く。を利用してする貨物の運送をいう。
6 第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	7 2 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、一般的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。
7 第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。	8 3 この法律において「荷主」とは、次に掲げる者をいう。
8 第二条 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。	9 4 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業者をいう。

1 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業者をいう。	2 5 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業者をいう。
2 第二条 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。	3 6 この法律において「荷主」とは、次に掲げる者をいう。
3 第二条 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。	4 7 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業者をいう。
4 第二条 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。	5 8 この法律において「荷主」とは、次に掲げる者をいう。
5 第二条 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。	6 9 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業者をいう。

1 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業者をいう。	2 5 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業者をいう。
2 第二条 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。	3 6 この法律において「荷主」とは、次に掲げる者をいう。
3 第二条 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。	4 7 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業者をいう。
4 第二条 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。	5 8 この法律において「荷主」とは、次に掲げる者をいう。
5 第二条 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。	6 9 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業者をいう。

む。)の規定による事業の廃止の届出がある場合において、許可を受けようとする者が、同号の聽聞の通知が到達した日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。

七 許可を受けようとする者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前各号(第三号を除く。)又は次号のいずれかに該当するものであるとき。

八 許可を受けようとする者が法人である場合において、その役員のうちに前各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する者があるとき。

(許可の基準)

第六条 國土交通大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。)

(事業用自動車の規模その他の國土交通省令で定める事項に關し、その事業を繼續して遂行するため適切な計画を有するものであること。)

(その事業を自ら適確に、かつ、繼續して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。)

(特別積合せ貨物運送に係るものにあつては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に關し適切な計画を有するものであること。)

(緊急調整措置)

第七条 國土交通大臣は、特定の地域において一般貨物自動車運送事業の供給輸送力(以下この条において単に「供給輸送力」という。)が輸送需要量に対し著しく過剰となつてゐる場合、當該供給輸送力が更に増加することによって、當該供給輸送力が受けた者(以下「一般貨物自動車運送事業者」という。)であつてその行う貨物の運送の全部又は大部分が當該特定の

地域を発地又は着地とするものの相当部分について事業の繼續が困難となると認めるときは、當該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができる。

2 國土交通大臣は、特定の地域間において供給輸送力(特別積合せ貨物運送に係るものに限りない。)が輸送需要量に対し著しく過剰となつている場合であつて、當該供給輸送力が更に増加することにより、専ら当該特定の地域間において特別積合せ貨物運送を行つてゐる一般貨物自動車運送事業者の相当部分について事業の繼續が困難となり、かつ、當該特定の地域間における適正な特別積合せ貨物運送の実施が著しく困難となると認めるときは、當該特定の地域間を、期間を定めて緊急調整区間として指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、告示によつて行う。

4 國土交通大臣は、第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合において第三条の許可をするときは、當該許可に係る事業の範囲を当該緊急調整地域を発地又は着地としない貨物の運送に限定してこれをしなければならない。

5 國土交通大臣は、第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合において第三条の許可の申請に係る特別積合せ貨物運送の全部又は一部が当該緊急調整区間において行われるものであるときは、當該許可をしてはならない。

6 一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定による緊急調整地域の指定又は第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合には、それぞれ、當該緊急調整地域における供給輸送力又は、當該緊急調整区間における供給輸送力を増加させるものとして國土交通省令で定める事業計画の変更をすることができない。

(事業計画)

第七条 一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

第八条 國土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、當該一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

第九条 一般貨物自動車運送事業者の業務の変更(第三項に規定するものを除く。)をし

ようとするときは、國土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車省令で定める輕微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、國土交通大臣に届け出なければならない。

第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款(運送約款)を定め、國土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 國土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつて、これをしなければならない。

一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

2 少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められてゐるものであること。

3 前号の運賃及び料金の收受に関する事項については、國土交通省令で定める特別の事情がある場合を除き、運送の役務の対価としての運賃と運送の役務又は特別に生ずる費用に係る料金とを区分して收受する旨が明確に定められているものであること。

4 國土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(運賃及び料金等の掲示等)

第十一條 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他國土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいうように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の國土交通省令で定める場合を除き、國土交通省令で定めるところに従い業務を行うべきことを命ずることができる。

ようとするときは、國土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物自動車運送事業者の役務の内容及びその対価の運送を委託する者であつて、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。第二十四条の五において同じ。)及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、國土交通省令で定める場合を除き、次に掲げる事項を書面に記載して相互に交付しなければならない。

第十二条 真荷主(自らの事業に關して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物自動車運送事業者の役務の内容及びその対価の運送を委託する者であつて、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。第二十四条の五において同じ。)が一般貨物自動車運送事業者に貨物の運送の委託をした者(その者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をした者を含む。)が貨物自動車運送事業者である場合においては、適用しない。

3 第一項の運送契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、當該契約の相手方の承諾を得て、當該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報處理組織を使用する方法であつて國土交通省令で定めたもの)を用いて、以下同じ。)により提供することができる。この場合において、當該運送契約の当事者は、當該書面を交付したものとみなす。

第十三条 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶

より、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆から求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(輸送の安全性の向上)

第十四条 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の

る委託を含む。)をした者を含む。)が貨物自動車運送事業者である場合において、当該第一種貨物利用運送事業者が当該貨物の運送について特定貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「一般貨物自動車運送事業者」(元請事業者を除く。)とあるのは「第一種貨物利用運送事業者」と、「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「特定貨物自動車運送事業者」と同条第五項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

(第一種貨物利用運送事業者に関する特例)

第三十七条の二 第八条から第十一条まで、第二十一条から第二十八条まで及び第三十二条の規定又は第三十五条第六項において準用する第九条、第二十八条及び第三十二条の規定は、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が經營する貨物利用運送事業法第二十条又は第四十五条第一項の許可に係る同法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業(同項に規定する貨物の集配(以下この条において「貨物の集配」という。)に係る部分に限る。)については、適用しない。

貨物利用運送事業法第二十条又は第四十五条第一項の許可(以下この条において「第二種貨物利用運送事業許可」という。)を受けた者であつて当該第二種貨物利用運送事業許可(当該事業に係る同法第二十五条第一項又は第四十六条第一項の認可を含む。以下この条において同じ。)の申請の時において同法第二十三条第五号に規定する者に該当するものは、第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく貨物の集配を行うことができる。

第三十三条、第十四条、第十五条第一項から第十四条、第十五条第五項まで、第十六条、第二十条第二項及び第三項、第二十一条から第二十三条の三まで、第二十五条、第三十三条(第一号に係る部分に限る。)並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者(第二種貨物利用運送事業許可を受けた後第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行ふこととなつた者を除く。以下この項

及び第三十九条において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)について、第十五条第五项及び第二十条第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について、第二十九条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の完全に関する業務について、第三十四条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十条中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるの

は、「当該事業のための使用の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

第六章 民間団体等による貨物自動車運送の適正化に関する事業の推進

(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

第三十八条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域(以下この章において單に「区域」という。)に一を限つて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)として指定することができる。

(事業)

第三十九条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業(以下「地方適正化事業」という。)を行ふものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関するもの。

二 貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者(以下「貨物自動車運送事業者」という。)に対する指導を行うこと。

二 貨物自動車運送事業者(特定第二種貨物利用運送事業者を含む。)以外の者の貨物自動

車運送事業を經營する行為の防止を図るために運送事業者を確保するために、運送事業者に運送事業者への啓発活動を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、貨物自動車運送事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

四 貨物自動車運送事業に関する貨物自動車運送事業者又は荷主からの苦情を処理すること。

二 地方適正化事業について、連絡調整を図り、及び指導を行うこと。

三 地方実施機関の業務に従事する者に対する研修を行うこと。

四 二以上の区域における貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

(準用規定)

第四十五条 第三十八条第二項及び第四十条から第四十二条までの規定は、全国実施機関について準用する。この場合において、第三十八条第二項中「所在地並びに当該指定に係る区域」とあるのは「所在地」と、第四十条中「地方適正化事業」とあるのは「全國適正化事業」と読み替えるものとする。

第七章 指定試験機関等

第一節 指定試験機関

(指定試験機関の指定等)

第四十六条 国土交通大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、運行管理者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 国土交通大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第四十七条 国土交通大臣は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって試験事務が公正になるおそれがないこと。

2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第五十七条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第五十条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第四十八条 国土交通大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、指定試験機関の指定期間を示す旨を国土交通大臣の名稱、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(試験員)

第四十九条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、運行管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第五十条 指定試験機関の試験事務に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは第五十二条第一項の試験事務に届け出なければならぬ。

2 指定試験機関は、試験事務に従事する役員に対し、試験事務に関する監督上必要な命令を下すことができる。

(業務の休廃止)

第五十六条 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務等)

第五十七条 指定試験機関の役員若しくは職員

は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(試験事務規程)

第五十二条 指定試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとともも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定試験機関に對し、これを変更すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による試験事務の実施)

第五十三条 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属するときは、その旨を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属するときは、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第五十四条 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第五十五条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第五十六条 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行なう試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行なうこととし、第五十六条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五十七条 第二節 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等

第五十七条 国土交通大臣は、指定試験機関が第

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十八条 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に関する業務を行なうに当たり必要な事項に関する知識を習得させるための講習(以下「貨物軽自動車安全管理」)

で貨物自動車安全管理者定期講習の実施に関する事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

第八十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第七十条、第七十一条、第七十四条又は第七十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人にに対しても、各本条の罰金刑を科する。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第九条第三項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、軽微な事項に関する事業計画の変更を届け出なかつた者

二 第十一条の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

三 正當な理由なく、第十八条の規定による命令に違反して、運行管理者資格者証を返納しなかつた者

四 第二十三条（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせざり、又は虚偽の報告をした者

五 第二十三条の三（第三十五条第六項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

六 第三十六条第三項から第五項までの規定に違反した者

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五十八条の九第一項（第五十八条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、又は虚偽の記載をした者

二 正當な理由がなく、第五十八条の九第二項各号（第五十八条の十六第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 抄

（違反原因行為への対処）

第一条の二 国土交通大臣は、当分の間、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下この条において「違反原因行為」という。）を荷主（第六十四条各号に掲げる者を含む。）を荷主（第六十四条各号に掲げる者を含む。）として、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下この条において同じ。）がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該荷主に関する情報を提供することができる。

2 國土交通大臣は、当分の間、前項の荷主に対する理解を得るために必要な措置を講ずることができる。

3 國土交通大臣は、当分の間、荷主が違反原因行為をしていくことを疑うに足りる相当な理由があると認めるとときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう要請することができる。

4 國土交通大臣は、当分の間、前項の規定による要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていくことを疑うに足りる相当な理由があると認めるとときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう勧告することができる。ただし、第六十五条第一項の規定により勧告することができない場合は、この限りでない。

5 國土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

6 関係行政機関の長は、荷主による違反原因行為の効果的な防止を図るため、第二項から第四項までの規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。

7 國土交通大臣は、第二項から第四項までの規定の実施に際し、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二条第九項に規定する不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる事實を把握したときは、公正取引委員会に対し、その事實を通知するものとする。

8 地方実施機関は、当分の間、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が違反原因行為に該当すると疑うに足りる事實を把握したときは、その事實を国土交通大臣に通知するものとする。ただし、第三十九条の二第五項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

（標準的な運賃）

第一条の三 國土交通大臣は、当分の間、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができるものとする。

2 國土交通大臣は、前項の規定による標準的な運賃を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならぬ。

（経過措置）

2 國土交通大臣は、前項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならぬ。

3 國土交通大臣は、前項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならぬ。

（第二条）この法律の施行の際現に附則第十四条の規定による改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第三条第二項第四号の一般路線貨物自動車運送事業について

2 國土交通大臣は、前項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならぬ。

3 國土交通大臣は、前項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならぬ。

（第三条）この法律の施行の際現に旧法第三条第二項第五号の一般区域貨物自動車運送事業について

2 國土交通大臣は、前項の規定により一般貨物自動車運送事業の許を受けたものとみなされる者については、当該免許に係る事業の範囲内において、施行日に一般貨物自動車運送事業について第三条の許可を受けたものとみなす。

3 國土交通大臣は、前項の規定により一般貨物自動車運送事業の許を受けたものとみなされる者については、当該免許に係る旧法第五条第一項第二号の事業区域及び同項第三号の事業計画（第四条第一項第二号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を第四条第一項第二号の事業計画に受けたものとみなす。

4 國土交通大臣は、前項の場合において、第四条第一項第二号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を第四条第一項第二号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

5 第二項の規定により一般貨物自動車運送事業の許を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧法第五条第一項第三号の事業計画にこれに相当する事項の記載がないときその他必要があると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業の許を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、当該第四条第一項第二号の事業区域に相当する区域の確認を受けた事業の範囲内において、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に一般貨物自動車運送事業について第三条の許可を受けたものとみなす。

6 前項に規定する者は、施行日から三月以内に、この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の免許を受けて経営している旧法第三条第二項第四号の一般路線貨物自動車運送事業について確認を受けたものとみなす。

7 前項に規定する者は、施行日から三月以内に、この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の免許を受けて経営している旧法第三条第二項第四号の一般路線貨物自動車運送事業について確認を受けたものとみなす。

8 前項に規定する者は、前項に規定する期間内（同項の確認を申請したときは、その確認をする旨又はその確認をしない旨の通知を受けける日までの間）は、第三条の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

3 第一項に規定する者は、前項に規定する期間内（同項の確認を申請したときは、その確認をする旨又はその確認をしない旨の通知を受けける日までの間）は、第三条の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

4 第一項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者についての事業計画（第四条第一項第二号及び同条第二項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）及び第二項の確認を受けた事業を第四条第一項第二号の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において当該届出書の提出があつたときは、第七条第五項、第八条第九条第一項及び第三項並びに第二十六条第一項第二号の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において当該届出書の提出があつたときは、第七条第五項、第八条第九条第一項及び第三項並びに第二十六条第一号中「事業計画」とあるのは、「事業計画（附則第三条第三項に規定する届出書に記載された事項を含む。）」とする。

4 前項第五項の規定は、第一項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者について準用する。

（第四条）この法律の施行の際現に旧法第三条第三項第二号の特定貨物自動車運送事業について路線を定めて旧法第四十五条第一項の許可を受けている者は、当該許可に係る事業について次項の規定により確認を受けたときは、その確認を受

項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一)

(施行期日) **抄**

(経過措置)

第三条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) **抄**

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、一千三百五条、一千三百六条、一千三百二十二条(第一項、第二項、第三項)、一千三百四十四条の規定

附 則 (平成一二年五月三日法律第一四三号) **抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一四年五月三日法律第九四四号) **抄**

(施行期日)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により行する。

海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してもした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してもした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年六月一九日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に船舶運航事業者の行う運送に係る第一種利用運送事業について旧貨物取扱法第三条第一項の許可を受け、かつ貨物自動車運送事業者の行う運送に係る第一種利用運送事業についての同項の許可又は第三条の規定による改正前の貨物自動車運送事業法（以下「旧貨物自動車法」という。）第三条の許可を受けている者であつて新貨物利用運送法第二条第八項の第一種貨物利用運送事業に該当する事業を經營しているものは、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に新貨物利用運送法第二十条の許可を受けたものとみなす。

前項の規定により新貨物利用運送法第二十二条の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧貨物取扱法第四条第一項第三号の事業計画（新貨物利用運送法第二十一条第一項第二号の事業計画と、当該事業に係る旧貨物取扱法第四条第一項第三号の事業計

画（新貨物利用運送法第二十一条第一項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）又は旧貨物自動車法第四条第一項第二号の事業計画（新貨物利用運送法第二十一条第一項第三号の集配事業計画とみなして、新貨物利用運送法の規定を適用する。）

国土交通大臣は、前項の場合において、新貨物利用運送法第二十一条第一項第二号に規定する事項の一部の事項について旧貨物取扱法第四条第一項第三号の事業計画にこれに相当する事項の記載がないとき、新貨物利用運送法第二十一条第一項第三号に規定する事項の一部の事項について旧貨物取扱法第四条第一項第三号の事業計画又は旧貨物自動車法第四条第一項第二号の事業計画にこれに相当する事項の記載がないときその他必要があると認めるときは、当該許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、国土交通省令で定めるところにより、新貨物利用運送法第二十一条第一項第二号の事業計画又は同項第三号の集配事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、新貨物利用運送法第二十四条、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十八条第一号中「事業計画」とあるのは「事業計画（鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十七号）附則第四条第三項に規定する届出書を含む。）」と、「集配事業計画」とあるのは「集配事業計画（鉄道事業法等の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する届出書を含む。）」とする。

二 条第一項の許可又は旧貨物自動車法第三条の許可を受けている者であつて新貨物利用運送法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業に該当する事業を經營しているものは、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に新貨物利用運送法第四十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

前項の規定により新貨物利用運送法第四十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧貨物取扱法第三十五条第四項の事業計画（新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）及び旧貨物自動車法第四条第一項第三号の事業計画（新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を新貨物利用運送法第四十五条第三項の事業計画とみなして、新貨物利用運送法の規定を適用する。

国土交通大臣は、前項の場合において、新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項の一部の事項について旧貨物取扱法第三十五条第四項の事業計画及び旧貨物取扱法第四条第一項第三号の事業計画又は旧貨物自動車法第四条第一項第二号の事業計画にこれに相当する事項の記載がないときその他必要があると認めるときは、当該許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、国土交通省令で定めるところにより、新貨物利用運送法第四十五条第三項の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において、当該届出書の提出があつたときには、新貨物利用運送法第四十六条第一項、第二項、第四項及び第五項中「事業計画」とあるのは、「事業計画（鉄道事業法等の一部を改正する法律附則第六条第三項に規定する届出書を含む。）」とする。

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成三十一年二月一四日法律第十九六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(許可等の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前にされたこの法律による改正前の貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可の申請又は同法第九条第一項(同法第三十五条第六項において準用する場合を含む)、第十条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は認可をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前にされたこの法律による改正前の貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項(同法第三十五条第六項において準用する場合を含む)、第十条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は認可をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2

施行日前にされた中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四十八条

2

施行日前にされた中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四十八条

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者について適用し、同日前にその事業を休止し、又は廃止した一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

(政令への委任)

事業者がこの法律の施行の日（次条及び附則第十五条规定において「施行日」という。）以後に他の貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用した場合について適用する。

（特定貨物自動車運送事業者に係る権利義務の承継に関する経過措置）

第三条 施行日前に貨物自動車運送事業法第三十五条第一項の許可を受けた者（以下この条において「施行日前許可事業者」という。）が当該許可に係る特定貨物自動車運送事業を施行日前に譲渡した場合又は施行日前許可事業者について施行日前に合併、分割若しくは相続があつた場合における施行日前許可事業者に係る同項の許可に基づく権利義務の承継については、なお従前の例による。

（貨物軽自動車安全管理者者の選任等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に貨物軽自動車運送事業を經營している者についての新貨物自動車法第三十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「前条第一項前段の規定による届出後」とあるのは「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十号）」の施行の日後」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、この限りでない」とする。

（登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等の罰則に関する経過措置）

第五条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間ににおける第三条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第七十三条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。